

## 御坊市立小中学校LED照明設備賃貸借業務に係る制限付き一般競争入札心得

### (趣旨)

第1条 この心得は、御坊市立小中学校LED照明設備賃貸借業務の契約において、御坊市が行う制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (入札の基本的事項)

第2条 入札参加者は、仕様書に記載されている契約の締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係する市職員の説明を求めることができる。なお、具体的な問い合わせ方法については、実施要領に定めるところによる。

### (入札の辞退)

第3条 入札の参加を認められた者が、入札を辞退しようとするときは、入札期日の前日までに、入札辞退届（様式は別に定める。）を当該入札参加資格確認通知書の通知をした担当課に直接持参し、又は郵送（必着）をすること。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### (公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

### (入札)

第5条 入札書は、封印の上、表面に「御坊市立小中学校LED照明設備賃貸借業務 入札書 在中」と朱書きし、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載して、入札期間内に入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任する事項を明記した委任状（様式は別に定める。）を入札書に添付して提出しなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

5 郵送で入札する場合には、入札書を入れた封筒を外封筒に入れ、書留郵便で入札期間内に事務局へ必着させること。

### (入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (入札の中止等)

第7条 市長が必要と認めるときは、入札執行を延期し、又は中止することがある。

2 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

3 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

(開札)

第8条 開札は、入札期間の終了後、直ちに事務局において行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状で定められていない代理人のした入札（郵送で入札した場合を除く。）
- (3) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札（訂正印がある場合を含む。）
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第10条 予定価格の上限金額以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって当該入札の事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第12条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札の通知を受けた後、発注担当課の指定する期間内に賃貸借契約を締結すること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

(契約の確定)

第14条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法等の規定により議会の議決を必要とする契約については、当該議決があつたときに契約が確定するものとする。

(契約保証金)

第15条 契約保証金は免除とする。

(契約の解除等)

第16条 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 期限又は期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。
- (2) 契約締結後その契約に不正の事実を発見したとき、又は入札執行前に既に競争入札加入の資格がないものとなったとき。
- (3) 契約解除の申出があつたとき

(4) 前3号のほか、法令及び御坊市財務規則（昭和39年御坊市規則第4号）又は契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、損害賠償金として市長が定めた額を納付しなければならない。

3 第1項第3号の規定により契約を解除した場合において、その申出が正当な理由によるものと認めるときは、前項の規定は適用しない。

(異議の申し立て)

第17条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。